

議案第31号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月三宅町条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年 6月 7日提出

三宅町長 森 田 浩 司

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 電子黒板等一式 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 金11,093,500円（消費税及び地方消費税含む） |
| 4 契約の相手 | 奈良県奈良市高天町10-1 T.T.ビル4階
キシステム株式会社 奈良本社 事業統括取締役 井門 英也 |